

## 令和4年度農地中間管理事業借受希望者の公募（募集）について

公益財団法人和歌山県農業公社（以下「公社」という。）では、農地中間管理事業の推進に関する法律第17条第1項及び公益財団法人和歌山県農業公社農地中間管理事業規程第6条第1項の規定に基づき、以下のとおり農用地等の借受け希望者を募集します。

### 1. 募集期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの365日間

※借受希望申込書の取りまとめ、借受希望者の公表は月単位で実施します。

### 2. 公募区域

県内市町（太地町、北山村を除く） 別紙一覧表のとおり

### 3. 応募の条件

応募者は、次に掲げる要件の全てを満たすことが必要です。

- (1) ①認定農業者、②人・農地プランに位置づけられた中心経営体、③認定新規就農者（認定就農者含む）、④市町村農業経営基盤強化促進基本構想水準到達者、⑤新規参入者（企業参入含む）、⑥今後育成すべき農業者のいずれかであること。
- (2) 公社から借受ける農用地等について、その全てを効率的に利用して耕作を行うと認められる者であること。
- (3) 募集結果の公表（公表内容：①応募者の氏名又は名称、②希望する農用地等の種別・面積、③当該区域内外の農業者・新規参入者の別、④栽培希望品目）について、同意した者であること。
- (4) 農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画に記載されている事項を公表されることについて同意した者であること。

### 4. 応募方法、受付場所

#### (1) 応募方法

借受希望申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入のうえ、公社に郵送（募集最終日消印有効）または電子メールで直接提出するか、最寄りの農業協同組合、市町農業主務課（太地町、北山村を除く）に提出して下さい。

#### (2) 借受希望申込書

当公社のホームページからダウンロードされるか、最寄りの農業協同組合、市町農業主務課（太地町、北山村を除く）で申込書を入手して下さい。

### 5. その他

- (1) 借受希望申込書の有効期限は、申込書の提出があった公募月最終日の翌日から1年間です。
- (2) 借受希望申込書の提出により農用地等の貸付けを確約するものではありません。
- (3) 借受希望申込書を提出した後、これを取り下げようとする場合は、農用地等の借受希望申出取り下げ書（別記様式第2号）を公社に直接提出して下さい。
- (4) 意見がある場合は、公社ホームページで公開している賃貸借権の設定等を受ける農用地の所在地付近で借受希望を申し出ている者に限り、意見書（別紙様式）を提出することができます。